

## 取締役会の実効性評価の実施結果の概要

当社は、2015年12月1日に制定した「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」第17条において、「当社取締役会は、取締役会全体の実効性について評価・分析を行い、その結果の概要を開示する」ことを規定しており、2022年1月に取締役会の実効性評価・分析を行った。

### 1. 実効性評価方法の概要

今回の取締役会の実効性評価は7度目となり、継続性を確保しつつ、評価品質の向上を図るため、各取締役および監査役による自己評価に加え、個別インタビューを実施した。個別インタビューにより忌憚のない意見を引き出し、かつ、客観性を確保した評価を行うため、第三者機関による個別インタビュー、回答内容の集計と分析を加える方法により、前回までの評価結果からの変化について分析・評価を行った。

- 対象者 : 取締役および監査役
- 評価方法 : 対象者は「自己評価アンケート」に回答を準備し、第三者機関が、対象者に個別インタビューを実施し、回答内容の集計と分析を実施
- 自己評価とアンケートの内容 : 当社のあるべき取締役会の役割、機能向上を見据えた評価項目案を構築し、第三者機関である外部専門家の意見も踏まえ、当社をとりまく内外環境等を分析・考慮したうえで絞り込みを行い作成

### 2. 実効性評価結果の概要

- ・全体として、当社の実効性は満足し得る水準にあると評価し得る。
- ・当社取締役会の良い点、及び昨年度と比較して改善したポイント

- ① 社外取締役である議長の議事運営によるフラットかつオープンな雰囲気の下における、社内・社外を問わず全ての役員が積極的に議事に参加する姿勢。適度な緊張感を持ちつつ、いかに会社をよくするかに取り組む意識と風土を持った良いチームになり得ている。
- ② 社内取締役を対象とした新たなインセンティブ制度の導入。
- ③ 社外取締役も対象とした計画的な役員トレーニングとオフサイトミーティングの活用。
- ④ 前回の実効性評価の結果を踏まえて、きちんとその後のアクションを取っている。

- ・実効性の向上のために検討すべきポイント

- ① 取締役会のあり方 – 取締役会の機能・役割の確認
- ② 報告事項の削減および簡素化による審議時間の確保
- ③ 執行への授権範囲を含めた取締役会付議基準の見直し
- ④ 中期経営計画のPDCAと中長期的視点に立った議論の充実

当社は今回の取締役会の実効性評価結果を踏まえ、今後とも、取締役会の実効性向上を図る。

### 【参考 「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」】

#### （取締役会の評価）

第17条 取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

- 2 取締役会は、取締役会実効性評価にあたり、忌憚のない意見を引き出し、かつ、客観性を確保した評価を行うため、各取締役および監査役による自己評価について、第三者機関による集計と分析を加える方法により行うとともに

に、前回評価時からの変化についても分析・評価を行う。[補充原則 4 - 1 1  
③開示事項]

以上